

横須賀市報

第 1838 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	14949
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	14950
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	”
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	14951
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	”
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について……………	14952
◇生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止について……………	”
◇特定教育・保育施設の確認について……………	14954
◇特定地域型保育事業者の確認について……………	”
◇特定教育・保育施設の確認の辞退について……………	”
◇特定地域型保育事業者の確認の辞退について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	”
◇除却広告物等の保管について……………	14955
◇放置自転車等の移動について……………	”

◇道路区域変更及び供用開始について……………	15956
◇港湾施設の概要について中一部改正……………	”
公 告	
◇債権差押調書の公示送達……………	”
◇配当計算書の公示送達……………	”
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	14957
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	”
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	”
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇物品の売払いに係る一般競争入札について……………	”
◇農用地利用集積計画について……………	”

上下水道局告示

◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について……………	14958
◇指定下水道工事店の継続指定について……………	”

正 誤

告 示

横須賀市告示第75号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 4 月 1 日	トータスキップ	横須賀市長沢 1 丁目32番 11号第 5 新星ビル 302 号 室	児童発達支援	横須賀市長沢四丁目22番 7 号 株式会社Wonder Fore st 代表取締役 高 橋 嘉 誉
同	トータスキップ	横須賀市長沢 1 丁目32番 11号第 5 新星ビル 302 号 室	放課後等デイサー ビス	横須賀市長沢四丁目22番 7 号 株式会社Wonder Fore st 代表取締役 高 橋 嘉 誉
同	トータスキップ	横須賀市長沢 1 丁目32番 11号第 5 新星ビル 302 号 室	保育所等訪問支援	横須賀市長沢四丁目22番 7 号 株式会社Wonder Fore st 代表取締役 高 橋 嘉 誉

横須賀市告示第76号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止す

る旨の届出がありました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	トータスキップ	横須賀市長沢 1 丁目32番 11号第 5 新星ビル 302 号 室	児童発達支援	横須賀市長沢一丁目32番11号第 5 新 星ビル 302 号室 特定非営利活動法人ファミリア 理事長 世 安 智 典
同	トータスキップ	横須賀市長沢 1 丁目32番 11号第 5 新星ビル 302 号 室	放課後等デイサー ビス	横須賀市長沢一丁目32番11号第 5 新 星ビル 302 号室 特定非営利活動法人ファミリア 理事長 世 安 智 典

横須賀市告示第77号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 4 月 1 日	ピースフルライフ	横須賀市武 4 丁目 1 番 4 号相川事務所 202	訪問介護	横須賀市武四丁目28番 1 号鈴木ビル 1 階 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 尾 上 俊 一
同	訪問看護ステーションはまゆう	横須賀市池田町 4 丁目 4 番 1 号	訪問看護	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 株式会社はまゆう 代表取締役 山 田 哲 也

横須賀市告示第78号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 4 月 1 日	ケアマネオフィスはまゆう	横須賀市鷹取 2 丁目12番 5 号	居宅介護支援	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 株式会社はまゆう 代表取締役 山 田 哲 也

横須賀市告示第79号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 4 月 1 日	訪問看護ステーションはまゆう	横須賀市池田町 4 丁目 4 番 1 号	介護予防訪問看護	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 株式会社はまゆう 代表取締役 山 田 哲 也

横須賀市告示第80号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	訪問看護ステーションはまゆう	横須賀市池田町 4 丁目 4 番 1 号	訪問看護	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 成和商事株式会社 代表取締役 澤 輝 行
同	横須賀市立栗田老人デイサービスセンター	横須賀市ハイランド 2 丁目41番 1 号	通所介護	横須賀市本町二丁目 1 番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 竹 内 英 樹

横須賀市告示第81号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	グループホーム あんずの家	横須賀市浦郷町 4 丁目 1 番地 2	認知症対応型通所介護	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルビュー湘南 代表取締役 小 吹 優

横須賀市告示第82号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	ケアマネオフィスは まゆう追浜	横須賀市鷹取 2 丁目12番 5 号	居宅介護支援	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 成和商事株式会社 代表取締役 澤 輝 行
同	あんずの居宅相談室 おっぱま	横須賀市追浜本町 1 丁目 49番地	居宅介護支援	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルビュー湘南 代表取締役 小 吹 優
同	三輪医院くらしのケ アサポートセンター	横須賀市鶴が丘 2 丁目 3 番 9 号	居宅介護支援	横須賀市小矢部四丁目19番 4 号 社会福祉法人心の会 理事長 若 山 三千彦
同	恵心	横須賀市佐野町 5 丁目11 番地	居宅介護支援	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐 藤 貴 幸
同	横須賀市鴨居介護相 談センター	横須賀市鴨居 3 丁目11番 11号	居宅介護支援	横須賀市本町二丁目 1 番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事 業団 理事長 竹 内 英 樹

横須賀市告示第83号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	訪問看護ステーショ ンはまゆう	横須賀市池田町 4 丁目 4 番 1 号	介護予防訪問看護	横須賀市池田町四丁目 4 番 1 号 成和商事株式会社 代表取締役 澤 輝 行

横須賀市告示第84号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	グループホーム あ んずの家	横須賀市浦郷町 4 丁目 1 番地 2	介護予防認知症対 応型通所介護	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルビュー湘南 代表取締役 小 吹 優

横須賀市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 4 月 1 日	ピースフルライフ	横須賀市武 4 丁目 1 番 4 号相川事務所 202	居宅介護	横須賀市武四丁目28番 1 号鈴木ビル 1 階 特定非営利活動法人ピースフルラ イフ 理事長 尾 上 俊 一
同	ピースフルライフ	横須賀市武 4 丁目 1 番 4 号相川事務所 202	重度訪問介護	横須賀市武四丁目28番 1 号鈴木ビル 1 階 特定非営利活動法人ピースフルラ イフ 理事長 尾 上 俊 一

同	きゃんぴいプラス	横須賀市米が浜通 1 丁目 4 番地 3	生活介護	横須賀市米が浜通一丁目 4 番地 3 101 ビブリア合同会社 代表社員 小 林 栄 太
同	働く家しらかば	横須賀市衣笠栄町 1 丁目 27 番地 3	生活介護	横須賀市池田町一丁目22番12号 社会福祉法人誠心会 理事長 濱 田 徹
同	小春日和	横須賀市岩戸 2 丁目17番 9 号	生活介護	横須賀市浦賀五丁目 8 番 1 号 株式会社ジャスミン 代表取締役 原 田 ひでみ
同	太陽の家マリオ	横須賀市安浦町 2 丁目19 番地	共同生活援助	横須賀市西浦賀六丁目 1 番 1 号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介
同	わおん横須賀	横須賀市衣笠栄町 4 丁目 4 番地 168	共同生活援助	横浜市金沢区高舟台二丁目15番 2 号 合同会社トゥットベネ 代表社員 長谷川 謙 二

横須賀市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 3 月31日	横須賀市立福祉援護センター第 1 かがみ田苑	横須賀市野比 5 丁目 5 番 5 号	就労移行支援	横須賀市本町二丁目 1 番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 竹 内 英 樹
同	生活ホームマリオ	横須賀市安浦町 2 丁目19 番地	共同生活援助	横須賀市安浦町二丁目19番地 特定非営利活動法人マリオ 理事長 大 丸 賢 一
同	たけのこ会自立生活支援センター	横須賀市上町 3 丁目42番地57 1 F	計画相談支援	横須賀市上町三丁目42番地57 3 F 特定非営利活動法人たけのこ会 理事長 川 島 美 行

横須賀市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる介護機関から指定介護機関の事業を廃止した旨の届出がありました。
令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	名 称	所 在 地	廃止する介護の種類
平成31年 3 月31日	プラザデンタルクリニック	横須賀市本町 2 丁目 1 番地12	居宅療養管理指導
平成31年 4 月30日	居宅介護支援センター 空桜音 湘南荒崎	横須賀市長井 5 丁目25番 1 号	居宅介護支援
令和元年 5 月10日	虹の音	横須賀市安浦町 3 丁目25番地市川マンション 103	訪問介護
令和元年 5 月31日	ケア・ライフサービス	横須賀市小川町13番地 3 湘南松田ビル	訪問介護
同	オリーブ	横須賀市森崎 1 丁目13番 1 号プレジデント久里浜 301	居宅介護支援
同	デイサービス 空桜音 湘南荒崎	横須賀市長井 5 丁目25番 1 号	通所介護
同	オーシャンビュー湘南荒崎	横須賀市長井 5 丁目25番 1 号	介護予防通所介護
令和元年 6 月30日	訪問介護 さんふらわぁ	横須賀市野比 3 丁目10番21号	居宅介護支援
令和元年 7 月31日	リハビリデイ 福祉の森ハピネス	横須賀市田浦町 4 丁目 9 番16号 O T A K E N S O B L D 1 階	通所介護
令和元年 8 月31日	クローバー訪問介護	横須賀市追浜本町 1 丁目17番地ステラハイツ I 101	訪問介護

同	関東調剤薬局	横須賀市米が浜通1丁目18番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和元年9月30日	クローバー居宅介護	横須賀市追浜町3丁目17番地エコ・ グリーンビル2階	居宅介護支援
同	セントケア横須賀	横須賀市汐入町2丁目3番地8	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
令和元年12月31日	小規模多機能併設グループ ホーム「和の里」横須賀中 央	横須賀市米が浜通1丁目5番地5	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介 護
同	すばる介護サービス	横須賀市三春町1丁目30番地	訪問介護
同	グループホームいずみ	横須賀市平作8丁目20番20号	認知症対応型通所介護
同	グループホーム 興寿苑	横須賀市馬堀町1丁目11番5号	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活 介護
令和2年2月29日	医療生協 在宅福祉センター	横須賀市平作7丁目10番27号	訪問介護
同	ケアライフサポートつぼみ	横須賀市佐原4丁目8番36号	訪問介護
令和2年3月31日	有限会社中央ライフ・ケア	横須賀市佐野町2丁目36番地	訪問介護
同	ケアプランおおやべ	横須賀市大矢部3丁目34番9号	居宅介護支援
同	愛加那	横須賀市津久井4丁目19番11号	訪問介護
令和2年7月31日	ニチイケアセンター横須賀	横須賀市船越町1丁目56番地廣瀬ビ ル1階101号室	居宅介護支援
同	ニチイケアセンター湘南山 手	横須賀市吉井4丁目20番10号	居宅介護支援
令和2年9月30日	ツクイ横須賀	横須賀市池上2丁目10番15号	訪問介護 居宅介護支援
同	ツクイ北久里浜	横須賀市根岸町3丁目1番5号シー アイマンション久里浜1階	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
令和2年12月31日	衣笠病院通所リハビリテー ションセンター	横須賀市小矢部2丁目23番1号	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーショ ン
同	横須賀グリーンヒルケアセ ンター	横須賀市大矢部1丁目9番30号	訪問介護 第1号訪問事業
令和3年1月31日	よこすか南部訪問看護ステー ション	横須賀市野比5丁目7番2号	訪問看護 介護予防訪問看護
令和3年2月28日	あきやま整形ケアセンター	横須賀市根岸町2丁目22番4号ライ フシティーTAKAGI1階	居宅介護支援
同	あゆみレンタル館	横須賀市長坂3丁目3番5号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
令和3年3月31日	さくら・介護ステーション 追浜	横須賀市追浜本町1丁目25番地	訪問介護 介護予防訪問介護
同	合同会社ゆいまーる	横須賀市浦賀1丁目7番1号	訪問介護
同	横須賀市北下浦介護相談セ ンター	横須賀市長沢2丁目6番40号北下浦 市民プラザ	居宅介護支援
令和3年4月30日	ひかりケアステーション合 同会社	横須賀市浦上台3丁目19番8号	居宅介護支援
令和3年6月30日	けいしんデイサービスセン ター&Orange	横須賀市佐野町5丁目11番地	通所介護
令和3年11月30日	有限会社湘南グッドライフ インダストリー	横須賀市浦賀2丁目11番15号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
令和3年12月23日	共創未来 横須賀中央駅前 薬局	横須賀市若松町3丁目9番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

令和 4 年 1 月31日	あきやま医院	横須賀市根岸町 1 丁目 9 番 9 号久里浜スカイマンション 2 階	訪問リハビリテーション
---------------	--------	-------------------------------------	-------------

横須賀市告示第88号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項の規定により、次に掲げる施設を特定教育・保育施設として確認しました。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
--	--

確認年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和 4 年 4 月 1 日	中央こども園	横須賀市小川町20番地	認定こども園	横須賀市
同	認定こども園ぎんなん幼稚園	横須賀市大津町 3 丁目29番41－1 号	認定こども園	学校法人嶗谷学園
同	長井こども園	横須賀市長井 5 丁目 9 番 5 号	認定こども園	社会福祉法人横須賀市社会事業協会

横須賀市告示第89号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第 1 項の規定により、次に掲げる者を特定地域型保育事業者として確認しました。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
--	--

確認年月日	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	事業者の名称
令和 4 年 4 月 1 日	ぶぶぶ保育室	横須賀市本町 2 丁目 1 番22号コンフォール横須賀本町 108	家庭的保育事業	佐々木 司
同	はすのみ保育室	横須賀市太田和 1 丁目 7 番 9 号	家庭的保育事業	吉 野 ひと美

横須賀市告示第90号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、次に掲げる施設から特定教育・保育施設の確認の辞退がありました。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
---	--

辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和 3 年 4 月 1 日	逸見保育園	横須賀市西逸見町 1 丁目37番地	保育所	横須賀市
令和 4 年 4 月 1 日	諏訪幼稚園	横須賀市小川町18番地	幼稚園	横須賀市
同	ぎんなん幼稚園	横須賀市大津町 4 丁目22番 5 号	幼稚園	学校法人嶗谷学園
同	鶴が丘保育園	横須賀市鶴が丘 2 丁目 3 番 1 号	保育所	横須賀市
同	上町保育園	横須賀市佐野町 1 丁目20番地	保育所	横須賀市
同	長井保育園	横須賀市長井 5 丁目 9 番 5 号	保育所	社会福祉法人横須賀市社会事業協会

横須賀市告示第91号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、次に掲げる者から特定地域型保育事業者の確認の辞退がありました。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
---	--

辞退年月日	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	事業者の名称
令和 4 年 4 月 1 日	かるかも保育室	横須賀市太田和 4 丁目2568番地	家庭的保育事業	出 口 和 子

横須賀市告示第92号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所 変 更 前 変 更 後	長岡町内会 長 島 一 男 横須賀市長沢 2 丁目 9 番27号 長 島 健 一 横須賀市長沢 2 丁目 15番20号
横須賀市告示第93号 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。 令和 4 年 4 月25日 横須賀市長 上 地 克 明			

指定年月日	名 称	所 在 地
令和 4 年 3 月 1 日	サンライズファミリー クリニック	横須賀市武 1 丁目28番 5 号
令和 4 年 4 月 1 日	クリエイト薬局京急長 沢駅前店	横須賀市長沢 1 丁目34番 11号

~~~~~

横須賀市告示第94号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の<br>名称又は<br>種類 | 広告物<br>等の数<br>量 | 広告物等が放置されてい<br>た場所 | 除 却<br>年月日    | 保 管<br>期 間 |
|---------------------|-----------------|--------------------|---------------|------------|
| はり札等                | 3               | 深田台及び池上 4 丁目地<br>内 | 令和 4<br>年 3 月 | 告示の<br>日の翌 |

|      |   |                                                |                          |                          |
|------|---|------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 立看板等 | 5 | 久里浜 7 丁目、ハイラン<br>ド 1 丁目、長沢 1 丁目及<br>びグリーンハイツ地内 | 1 日か<br>ら同月<br>31日ま<br>で | 日から<br>起算し<br>て 2 週<br>間 |
|------|---|------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|

- 2 保管場所  
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課
- ~~~~~

横須賀市告示第95号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日                   | 移動した自転車等の台数 |                          | 自転車等が放置されていた場所                                                              | 保 管 場 所                         |
|-----------------------------|-------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                             | 自 転 車       | 原動機付自転<br>車及び普通自<br>動二輪車 |                                                                             |                                 |
| 令和 4 年 3 月 1 日から<br>同月31日まで | 台<br>58     | 台<br>2                   | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町 2 番地      |
| 同                           | 5           | 0                        | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                           | 同                               |
| 同                           | 6           | 0                        | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 42          | 1                        | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                          | 同                               |
| 同                           | 3           | 0                        | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                           | 同                               |
| 同                           | 2           | 0                        | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                            | 同                               |
| 同                           | 5           | 0                        | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 4           | 0                        | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                           | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                        | 馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域                                                           | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 1           | 1                        | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 同                               |
| 同                           | 21          | 2                        | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                            | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 9           | 1                        | 長浦町 1 丁目、上町 4 丁目、佐野町 5 丁目、公郷町 1 丁目、大矢部 2 丁目、森崎 2 丁目、東浦賀 2 丁目及び久里浜 7 丁目地内の道路 | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                        | 横須賀駅第 1 自転車等駐車場                                                             | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 0           | 1                        | 堀ノ内駅自転車等駐車場                                                                 | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                        | 衣笠駅第 1 自転車等駐車場                                                              | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |

|   |   |   |                  |                                 |
|---|---|---|------------------|---------------------------------|
| 同 | 1 | 0 | 北久里浜駅第 1 自転車等駐車場 | 同                               |
| 同 | 2 | 0 | 馬堀海岸駅自転車等駐車場     | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1 台につき 1,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 3,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先  
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

横須賀市告示第96号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 4 年 4 月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
3,532	旧	太田和 1 丁目1290番の 2 地先から 太田和 1 丁目1253番の 1 地先まで	メートル 2.1～ 3.4	メートル 72.6
	新	太田和 1 丁目1290番の 1 地先から 太田和 3 丁目1252番の 1 地先まで	4.5～ 6.7	75.5
3,557	旧	太田和 1 丁目1253番の 2 地先から 太田和 3 丁目1148番の 1 地先まで	0.9～ 1.3	19.2
	新	太田和 3 丁目1252番の 3 地先から 太田和 3 丁目1148番の 1 地先まで	0.9	12.0
3,560	旧	太田和 1 丁目1254番地先から 太田和 1 丁目1289番の 1 地先まで	1.0	10.0
	新	太田和 1 丁目1254番地先から 太田和 1 丁目1289番の 1 地先まで	1.0	8.0

~~~~~

横須賀市告示第97号

平成 6 年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正します。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

第 5 項の表浦賀地区12護岸の項の次に次のように加える。

|          |         |     |
|----------|---------|-----|
| 浦賀地区14護岸 | 浦賀 4 丁目 | 209 |
|----------|---------|-----|

公 告

横須賀市公告第66号 (令和 4 年 4 月15日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第67号 (令和 4 年 4 月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方か

ら申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第68号 (令和 4 年 4 月15日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目            | 備 考                               |
|---------|----------------|-----------------------------------|
| 令和 3 年度 | 介護保険料納入<br>通知書 | 3 月分の納期限は、令和 4 年<br>5 月 2 日に変更する。 |

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第69号 (令和 4 年 4 月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 3 年度	介 護 保 険 料	12 月 分	令和 4 年 2 月28日
		1 月 分	令和 4 年 2 月28日

(別紙略)

横須賀市公告第70号 (令和 4 年 4 月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 3 年度	国民健康保険料決定通知書	6 月分から 3 月分までの納期限は、令和 4 年 5 月 2 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第71号 (令和 4 年 4 月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 2 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和 3 年度		減額分
		1 月分から 3 月分までの納期 限は、令和 4 年 5 月 2 日に 変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第72号 (令和 4 年 4 月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないた

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 3 年 6 月28日 令 3 開第 1 号	令和 4 年 4 月12日 令 4 第 1 号	横須賀市坂本町 2 丁目39番 3	横須賀市日の出町一丁目 1 番地 株式会社日建都市開発 代表取締役 山 下 和 志

(別紙略)

横須賀市公告第76号 (令和 4 年 4 月25日) 掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 3 年度	国民健康保険料	6 月 分	令和 3 年 7 月30日
		10 月 分	令和 3 年11月30日
		11 月 分	令和 3 年12月28日
		12 月 分	令和 4 年 1 月27日
		1 月 分	令和 4 年 2 月28日

(別紙略)

横須賀市公告第73号 (令和 4 年 4 月15日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第74号 (令和 4 年 4 月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 4 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 3 年度	後期高齢者医療保険料	1 月 分	令和 4 年 2 月28日

(別紙略)

横須賀市公告第75号 (令和 4 年 4 月19日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月19日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 3 年 6 月28日 令 3 開第 1 号	令和 4 年 4 月12日 令 4 第 1 号	横須賀市坂本町 2 丁目39番 3	横須賀市日の出町一丁目 1 番地 株式会社日建都市開発 代表取締役 山 下 和 志

(別紙略)

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第77号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19

条の規定により公告します。
その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂 4 丁目2328番、2331番、2332番、2333番、2334番、2335番、2336番 1、2337番 1、2338番 1、2339番 1、2340番及び2341番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦郡葉山町上山口2365番地 2
関 野 民 丈
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂 4 丁目17番12号
廣 瀬 修

記の 2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1304番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目18番56号
特定非営利活動法人いずみ
理事長 七 條 元
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目11番 9 号
嘉 山 悦 子

記の 3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3579番 4
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目37番 3 号
齋 藤 真 吾
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目 7 番 2 号
八 木 正 善

記の 4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 732 番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市南下浦町上宮田1399番地
長 嶋 誠 一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目13番 1 号
角 田 隆 常

記の 5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 727 番 1、727 番 2、727 番 3、741 番 1 及び1127番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市南下浦町上宮田1399番地
長 嶋 誠 一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 1 番 2 号
角 田 武 範

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第11号 (令和 4 年 4 月25日)
(掲 示 済)

下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 1 日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
三春町 6 丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 横須賀市下町浄化センター
長沢 4 丁目の一部			横須賀市長坂 2 丁目 2 番 2 号 横須賀市西浄化センター

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第12号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 15条の規定に基づき、令和 9 年 3 月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として継続指定しました。

令和 4 年 4 月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 138	有限会社正一設備	難 波 正 一	横浜市港北区篠原町1338番地の 2	令和 4 年 4 月 1 日
須 140	有限会社久保設備	久 保 崇 洋	横須賀市浦賀一丁目 3 番11号	同
須 143	有限会社鈴哲建設	鈴 木 徹	横須賀市根岸町五丁目 9 番11号	同
須 144	オザワ総合設備株式会社	小 澤 淳 一	横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目 214 番地	同
須 147	有限会社加藤設備	加 藤 秋 彦	三浦郡葉山町木古庭 454 番地の 7	同
須 148	湘南住設工業	荒 井 清 貴	三浦市南下浦町上宮田2989番地25	同
須 152	有限会社串田設備	串 田 賢 司	横浜市緑区鴨居町2544番地	同
須 233	株式会社サクラ設備	村 崎 正 二	横浜市泉区和泉町18番 1 号	同
須 236	矢島工業株式会社	矢 嶋 輝 夫	横浜市泉区中田東四丁目48番 2 － 309 号	同
須 239	株式会社MK設備設計	小 森 秀 也	横浜市戸塚区川上町87番地 1 ウエルストン 1 ビル 6 階	同
須 303	ミツワ建設株式会社	小久保 光 義	横須賀市長井一丁目23番12号	同

須 305	株式会社昂	清 水 克 彦	鎌倉市津 688 番地 3	同
須 308	有限会社米山設備	米 山 政 美	横浜市泉区上飯田町3811番地 5	同
須 312	神中工業株式会社	石 田 隆	横浜市南区井土ヶ谷下町18番地	同
須 314	木村工業	木 村 嚴 二	三浦市初声町和田3079番地23	同
須 315	有限会社ウォーターワークス オブライフ	桑 山 順 也	横須賀市佐島の丘一丁目 5 番 6 号	同
須 348	株式会社勝栄工業	中 内 靖 修	高座郡寒川町田端1177番地	同
須 349	鈴木建設株式会社	鈴 木 洋 介	横須賀市長沢一丁目 3 番28号	同
須 350	有限会社 S A I N	池 田 優	横浜市磯子区田中一丁目26番 4 号	同
須 351	株式会社秀和	加 藤 秀 幸	大和市西鶴間四丁目12番36－ 309 号	同
須 353	有限会社ホソイ	細 井 一 男	横浜市港南区芹が谷一丁目31番13号	同
須 354	株式会社葵	山 田 輝 夫	横須賀市ハイランド三丁目19番13号	同
須 355	有限会社隆登緑化建設	大 木 隆 男	座間市ひばりが丘一丁目11番22号	同
須 356	有限会社双栄	永 本 充 志	横浜市港南区日野八丁目30番28号	同
須 357	株式会社丹野設備工業所	丹 野 徳 人	伊勢原市上粕屋 448 番地の19	同
須 358	株式会社内田総合	内 田 博 之	横須賀市佐原三丁目22番 6 号	同
須 359	正興住建株式会社	股 部 宜 一	千葉県松戸市六高台二丁目 6 番地 2	同
須 360	株式会社 S D デザイン	藤 田 正 良	横浜市戸塚区戸塚町 682 番地	同
須 361	株式会社ワースクリエーショ ン	中 村 壽 男	厚木市長谷1542番地32	同

正 誤

令和 4 年 4 月11日付け横須賀市報第1837号 14939 ページ横須賀市告示第55号中「横須賀市告示第55号」は「横須賀市告示第61号」の、同号 14941 ページ横須賀市告示第56号中「横須賀市告示第56号」は「横須賀市告示第62号」の、同ページ横須賀市告示第57号中「横須賀市告示第57号」は「横須賀市告示第63号」の、同号 14942 ページ横須賀市告示第58号中「横須賀市告示第58号」は「横須賀市告示第64号」の、同ページ横須賀市告示第59号中「横須賀市告示第59号」は「横須賀市告示第65号」の、同号 14943 ページ横須賀市告示第60号中「横須賀市告示第60号」は「横須賀市告示第66号」の、同ページ横須賀市告示第61号中「横須賀市告示第61号」は「横須賀市告示第67号」の、同ページ横須賀市告示第62号中「横須賀市告示第62号」は「横須賀市告示第68号」の、同ページ横須賀市告示第63号中「横須賀市告示第63号」は「横須賀市告示第69号」の、同ページ横須賀市告示第64号中「横須賀市告示第64号」は「横須賀市告示第70号」の、同号 14944 ページ横須賀市告示第65号中「横須賀市告示第65号」は「横須賀市告示第71号」の、同ページ横須賀市告示第66号中「横須賀市告示第66号」は「横須賀市告示第72号」の、同ページ横須賀市告示第67号中「横須賀市告示第67号」は「横須賀市告示第73号」の、同ページ横須賀市告示第68号中「横須賀市告示第68号」は「横須賀市告示第74号」の、同号 14945 ページ横須賀市公告第58号中「横須賀市公告第58号」は「横須賀市公告第61号」の、同号 14946 ページ横須賀市公告第59号中「横須賀市公告第59号」は「横須賀市公告第62号」の、同ページ横須賀市公告第60号中「横須賀市公告第60号」は「横須賀市公告第63号」の、同ページ横須賀市公告第61号中「横須賀市公告第61号」は「横須賀市公告第64号」の、同ページ横須賀市公告第62号中「横須賀市公告第62号」は「横須賀市公告第65号」のいずれも誤り